

諮問庁：国立大学法人名古屋大学

諮問日：平成28年12月12日（平成28年（独個）諮問第31号）

答申日：平成29年3月31日（平成28年度（独個）答申第39号）

事件名：医学部附属病院が保有する特定のスタディID（研究用）に関する記録文書の開示決定に関する件（保有個人情報の特定）

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙の1（2）に掲げる保有個人情報（以下「本件請求保有個人情報」という。）の開示請求につき、別紙の2に掲げる文書2に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）を特定し、開示した決定については、本件対象保有個人情報を特定したことは、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく開示請求に対し、平成28年8月22日付け名大総第118号により国立大学法人名古屋大学（以下「名古屋大学」、「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書及び意見書の記載によると、おおむね次のとおりである。

（1）審査請求書

この決定書には全開示となっているが、審査請求人の個人情報（診療録）には数々の間違いが有る他、黒くなっている（マスキング紛い）部分も多々有り内容自体不透明である。

黒くなっている（マスキング紛い）部分に関しては全開示したとはならない、本人の個人情報を本人が請求しているのに開示できない内容はないと思います。

黒くなっている（マスキング紛い）を外すか？黒くなっている（マスキング紛い）部分については一部不開示とし又、黒くなった部分についての不開示理由を示して頂きたい。

スタディID（研究用）に関して全開示となっているが、名古屋大学病院ではCT/MRI等に関して自動的に番号だけを振り分けされているならばスタディID（研究用）について全開示には当たらない。

(2) 意見書

ア 主張①について

名古屋大学において保有している法人文書を全開示としているが、名古屋大学が保有している審査請求人の個人情報の特定期間と限定し開示請求を行った結果 77 ページの 38% に値する部分が（マスキング紛い）になっている。

名古屋大学はマスキング紛い部分に関して【背景が灰色で黒字は修正】と言っている。名古屋大学が保有している法人文書は（審査請求人の個人情報）である。診療録（カルテ）を修正する場合は修正箇所を二本の線で修正し又余白に訂正（修正）をした日付・時間・訂正者の氏名・訂正理由を付しておくことが必要と思う。

イ 主張②について

名古屋大学医学部附属病院の診療録が、病院情報システム（以下「システム」という。）により電子的に管理されたものを紙媒体に印刷した場合、背景が灰色に黒字最終版が白い背景に黒字になるシステムを使用していると諮問理由に記載があるが、背景が灰色とか白い背景とかは審査請求人としては意味が分からない。システムに保存されそれを紙媒体に印刷すれば背景が灰色に印刷されるのであれば、背景が灰色になるか否かを確認したいと思うのでカラー印刷での診療録（カルテ）提出を希望する。

その際病院でシステムに保存された電子カルテのログの提出も希望したいと思う。

なお、ログを提出する場合にはコード表（暗号化）されている場合コード表が読み取れるよう解読表の提示をお願いします。

病院が保存している診療録はマスキング紛いの箇所には、同じ内容の（PDF）を取り込んだような同じ内容の看護記録を 5 回使用で 1 ページ分全部においてマスキングされたページが 5 ページ連続となっている。

その他開示された診療録のシート情報と共に診療録の中身においても記載日時・診療科・記載した方の氏名・シート番号に合わせて診療録に何度も繰り返し使い、同一の記載内容が日時を構わず記載されている。

【例平成 23 年 11 月 24 日の内容が次の日 25 日に記載されたり 11 月 28 日 AM 4 時 10 分の記載内容が同日 PM その後 29 日・30 日付け】での同じ時間・記載者・記録者での記載が 4 回ある。

入院期間中に記載する医師の指示書にも同じように日付が前後している。

また、医師名が異なる手術看護記録が 2 枚開示されている（なお手

術は一度である。)

何度診療録を精査しても審査請求人の診療録は医療情報システムのガイドラインから著しく逸脱していると思えない内容だと思う。

また、名古屋大学が審査請求人に対して診療録が灰色の背景部分が、システムの修正履歴である旨を口頭により複数回説明を行ったとされているが、名古屋大学からでは削除と説明があったが、後日審査請求人と病院との話し合いで修正と訂正され、その後二度、疑問点について提出した文書にも病院側が提出した回答書には修正であると記載されている。(別添資料)

ウ 主張③について

「スタディID」は病院においてCT検査を行う際に、受付の整理番号と説明があったが、確かに審査請求人のCT画像の上部に整理番号として9桁の番号が記載されているが、私が申立てしているのはCT撮影画像3枚目・4枚目を拡大した場合画像の中(別資料添付2)に患者ID・氏名・生年月日に加えスタディID(研究用)とし整理番号と同じ番号が付されている。

病院でCT画像を撮影する全ての患者さんにも同様に患者IDとは別に9桁の受付番号がCT・MRI画像にスタディID(研究用)として付されているのか?

病院(医師)は手術時に審査請求人に捨てる細胞と言って採取した滑膜を使って臨床研究参加としているが、スタディID(研究用)が全ての患者に対して付されているとしても審査請求人の場合において、臨床研究の記録は存在していると思うし無ければおかしいと思う。

CT・MRI撮影時に受付番号と同じ番号で画像の中にスタディID(研究用)としたと鑑みても下記の臨床研究の記録は存在しないのか?(研究課題名「有痛性上皮疾患の滑膜における各種因子の発現について」の記録は存在していると思う。)

上記の内容全てにおいて厚生労働省が定める医療情報システムの安全管理のガイドラインでの真正性・見読性・保存性を著しく逸脱した内容の法人文書(審査請求人の個人情報)である。

名古屋大学で保存されている法人文書は審査請求人の大切な個人情報である。

何度も修正されたり日時が前後したりした内容の診療録では自分が受けた医療内容が不透明で何が正しいかもわからない。

是非透明性が有る見やすい審査請求人の診療録(個人情報)の提出をお願いする。

(意見書の資料は省略する。)

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件開示請求について

本件は、「名古屋大学医学部附属病院が保有する請求者本人（特定患者ID）に係る特定期間の記録文書全て」及び「スタディID（研究用）：特定番号に関する全て」に係る開示請求である。

2 原処分について

本件開示請求に対し、名古屋大学（以下、第3において「本学」という。）は、本学が保有している本件請求事項に該当する法人文書を全部開示するとした決定（原処分）を行い、平成28年8月22日付け名大総第118号により、当該決定を開示請求者に通知した。

3 審査請求について

審査請求書によれば、審査請求人の主張及び請求は、以下のとおりである。

- ① 開示された審査請求人の個人情報、数々の間違いがある（以下「主張①」という。）。
- ② 請求事項に該当する法人文書を全部開示するとされているにもかかわらず、開示された審査請求人の個人情報のうち、診療録には、「黒くなっている（マスキング紛い）」部分がある。これでは、全部開示したものとは認められないため、改めて文書の全部開示を実施するか、又は原処分を取り消し、黒くなっている部分を不開示とする形での部分開示決定を改めて行い、不開示理由を明示すべきである（以下「主張②」という。）。
- ③ 「スタディID（研究用）」に関する文書について、本学医学部附属病院で撮影されたCT及びMRIの画像に、自動的に「スタディID（研究用）」という番号が振られるならば、全部開示には当たらない（以下「主張③」という。）。

以上の主張②及び③から、審査請求人は、本学が行った開示決定と、開示を実施した文書との間には、内容の相違があるため、開示決定に基づく内容の文書を開示するか、又は原処分を取り消し、開示を実施した文書と合致する形での一部開示決定を行うことを求め、本件審査請求を行ったものと解される。

なお、主張①については、本件開示決定に対する不服ではなく、法27条に規定する保有個人情報の訂正請求に当たるものと考えられる。この点について、審査請求人に対し訂正請求の案内を行ったが、審査請求人は訂正を望まないとの意向であった。

4 諮問の趣旨について

(1) 主張②について

本学医学部附属病院（以下「病院」という。）の診療録は、システム

により電子的に管理しており，本件に当たって開示した文書は，システムに保存されている情報を紙媒体に印刷したものである。診療録については，病院の医療従事者が，行われた医療行為等に応じて，随時システム上で修正し，これらが修正履歴として保存される。この結果，システム上は，最終版のデータが白の背景に黒文字，修正履歴が灰色の背景に黒文字で表示される仕様となっている。

審査請求人が「黒くなっている（マスキング紛い）部分」であると主張しているのは，この修正履歴にあたる部分であるが，修正履歴に当たる部分の背景色については，本学が本件請求に当たって，作為的にマスキング等の処理を施したのではなく，システム上で保有している本件保有個人情報を加工することなく紙媒体に印刷し，開示したものである。

また，当該修正履歴部分について，紙媒体に印刷したことにより，情報が欠落し，又は判読困難になっているという事情も認められない。

よって，主張②に係る部分については，適正に全部開示を実施していることから，主張②は，失当である。

なお，診療録中灰色の背景部分が，システムの修正履歴である旨については，審査請求人に対し，口頭により，複数回説明を行っている。

(2) 主張③について

「スタディID」は，病院においてCT検査を行う際に，受付の整理番号として，検査機器により自動的に付番されるものである。当該IDは，専らCT検査の撮影画像に付されるのみで，研究等CT検査以外の用途において付番され，又は運用されることは一切ない。そのため審査請求人の開示請求事項「スタディID（研究用）：特定番号に関する全て」に該当する審査請求人本人に係る保有個人情報は，審査請求人のCT検査の撮影画像だけである。

当該撮影画像については，原処分で全部開示することとした上で，これに基づき適正に開示を実施していることから，主張③は，失当である。

なお，「スタディID」は，CT検査の受付番号であり，CT検査以外に用いられない旨については，審査請求人に対し，電話及び書面により，説明を行っている。

(3) 審査請求人は種々主張するが，上記(1)及び(2)から，審査請求人の請求には理由がない。全部開示とした原処分は妥当であり，かつ，原処分と開示を実施した文書との間に内容の相違は認められないため，原処分の維持を求め，審査会に諮問する。

5 審査請求までの経緯

(省略)

6 付言

(省略)

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成28年12月12日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 平成29年1月23日 審査請求人から意見書及び資料を收受
- ④ 同年2月20日 審議
- ⑤ 同年3月29日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件審査請求について

本件開示請求は、別紙の1(1)及び(2)に掲げる保有個人情報の開示を求めるものであり、処分庁は、別紙の1(1)に掲げる保有個人情報につき別紙の2に掲げる文書1に記録された保有個人情報を、別紙の1(2)に掲げる保有個人情報(本件請求保有個人情報)につき文書2に記録された保有個人情報(本件対象保有個人情報)をそれぞれ特定し、その全部を開示した。

これに対し、審査請求人は、①開示実施された文書1の診療録には黒くなっている部分(マスキング紛い部分)があり、原処分が全部開示であるのであればこのマスキング紛いを外すか、マスキング紛い部分を不開示とする一部開示決定を行い、その不開示理由を示すべきである、②本件対象保有個人情報だけでは本件請求保有個人情報に該当する保有個人情報を全部開示したことにはならないと主張し、原処分の取消しを求めている。

上記審査請求人の主張のうち①の点については、諮問庁の上記第3の4(1)の説明からすると、審査請求人のいう「マスキング紛い部分」は、電子データである診療録を紙媒体に印刷した際に修正履歴に当たる部分の背景が灰色で表示されたものであることが認められる。したがって、原処分で文書1は全部開示されており、①の点は、開示実施された診療録が見づらいという主張にすぎないと解されるので、当該主張については判断しない。

他方、②の点については、本件対象保有個人情報以外に特定すべき保有個人情報を保有しているはずであるとの主張と解されるところ、諮問庁は原処分を妥当としているので、以下、本件対象保有個人情報の特定の妥当性について検討する。

2 本件対象保有個人情報の特定の妥当性について

(1) 当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、本件対象保有個人情報を特定した理由について、改めて確認させたところ、諮問庁は、以下のとおり説明する。

ア 「スタディID」は、病院においてCT検査を行う際に、受付の整理番号として、検査機器により自動的に付番されるものである。

イ 「スタディID」は、専らCT検査の撮影画像に付されるのみで、研究等CT検査以外の用途において付番され、又は運用されることは一切ない。「スタディID」の特定番号は、審査請求人のCT検査の撮影画像に付された番号であるから、本件請求保有個人情報（同番号に関する全ての記録文書）に該当する保有個人情報は、審査請求人のCT検査における画像データ（文書2）に記録された保有個人情報（本件対象保有個人情報）だけである。

ウ 念のため、病院に対し、本件請求保有個人情報を記録した法人文書が外にないか、審査請求人が意見書で主張する臨床研究の記録を含め、執務室、書庫等を探索したが、該当する法人文書の存在は確認できなかった。

(2) 本件請求保有個人情報に該当する保有個人情報については、本件対象保有個人情報の外に保有していないとする上記諮問庁の説明に、特段、不自然・不合理な点は認められず、これを覆すに足る事情も認められない。また、その探索が不十分であるともいえない。

したがって、名古屋大学において、本件対象保有個人情報の外に、本件請求保有個人情報に該当する保有個人情報を保有しているとは認められない。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人はその他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求保有個人情報の開示請求につき、本件対象保有個人情報を特定し、開示した決定については、名古屋大学において、本件対象保有個人情報の外に開示請求の対象として特定すべき保有個人情報を保有しているとは認められないので、本件対象保有個人情報を特定したことは、妥当であると判断した。

(第5部会)

委員 南野 聡, 委員 椿 慎美, 委員 山田 洋

別紙

1 開示請求に係る保有個人情報

- (1) 名古屋大学医学部附属病院が保有する請求人本人（特定患者ID）に係る特定期間の記録文書全て
- (2) スタディID（研究用）：特定番号に関する全ての記録文書（本件請求保有個人情報）

2 開示決定に係る保有個人情報が記録された文書

- 文書1 電子カルテ（診療録等），診療報酬明細書，レントゲン写真等
- 文書2 CT検査における画像データ